

# 大学生の特性としての許しと公正感の関連

—道徳性の発達の観点から—

末藤尚代<sup>1</sup>・岡本祐子<sup>1</sup>

The relationship between dispositional forgiveness and justice:

From the standpoint of moral development

Hisayo Suetoh and Yuko Okamoto

Forgiveness is known as a strategy to cope with interpersonal conflicts. And researches indicate that especially dispositional forgiveness is strongly related to human's psychological health and well-being. The purpose of this research is to prove the relation of dispositional forgiveness and "fairness", which is Kohlberg focused on in his theory of moral development of six stages. Nagy's theory and some researches indicate that fairness is important in human's psychological health. This research is enforced to university students, and marginal significance was indicated between fairness and dispositional forgiveness in total. However, no significant difference is observed between stages of moral development about dispositional forgiveness.

Key words: dispositional forgiveness, fairness, moral development

## 問題

**許し研究が注目される背景** 許しに関する心理学的研究は、1980年代初期に諸外国を中心に始まり、近年では我が国でも注目を集めている。許しのごく最近まで心理学的研究の俎上に載らなかった理由として、許しというテーマが宗教学や社会学の領域で主に論じられてきたことが挙げられる(McCullough & Witvliet, 2002)。許しは、当事者間における協調的な葛藤解決方略の1つとされ(高田・大淵, 2009)、現在では、許し研究は、問題を抱えたカップルや犯罪被害者、幼少期に性的虐待を受けた人らを中心に臨床場面で応用されている(加藤・谷口, 2009; 高田・大淵, 2009)。このように許し研究が注目される背景には、許しが個人の精神的健康や well-being を導くということが挙げられている。また、許しの中でもある特定の相手や場面に対する許しが精神的健康や well-being と無相関であるのに対して、個人の傾向としての許し(特性としての許し)は人々の精神的健康や

---

<sup>1</sup> 広島大学大学院教育学研究科

well-being と重要な関連があることが指摘されている (McCullough & Witvliet, 2002 ; Yamhure-Thompson, Snyder, Hoffman, Michael, Rasmussen, Billings, Heinze, Neufeld, Shorey, Roberts & Roberts, 2005)。

**許しに影響を与える要因** 許しを生起させたり妨げたりすることには、様々な要因が影響する。心理的な要因としては加害者への共感 (McCullough, Worthington & Rachal, 1997) や、状況のリフレーミング (Weiner, 1993)、外的な要因としては社会的文脈、被害の深刻さや消失、加害の態度、報復、謝罪、親密な人物や宗教の圧力、ムード、個人的哲学や信条 (Boon & Sulsky, 1997) などが挙げられる。また、Worthington & Wade (1999) は、自分を傷つけた者からの愛情の表現や、両者が良好な関係にあったころの記憶の想起によっても許しが生じるとしている。寛大な帰属も許しを促進させる。許さなかった者と許した者を比較した研究では、許した者は相手をより好意的に (Bradfield & Aquino, 1999)、相手の行為に対する説明をより適切で正直と評価していた (Shapiro, 1991)。すなわち、「何らかのやむを得ない原因や状況から、相手が自分を害さざるを得なかったのだ」と寛大な帰属ができる状況下では、許しが生じやすいとされている (田中, 2006)。一方で、許しを妨げる要因として、過去の思考、感情、イメージの反芻が復讐や回避の動機づけを高め継続させるとしている。許せないと感じた人物に関してくよくよと気に病む、すなわち反芻しがちな者は、復讐や回避を求める動機づけがより高く (McCullough, Rachal, Sandage, Worthington, Brown & Hight, 1998)、許しを促す介入を実施しても反芻し続ける者は有意に許しが進まなかったと報告されている (McCullough, Bellah, Kilpatrick, & Johnson, 2001)。さらに、Yamhure-Thompson & Snyder (2003) によると、多くの研究者が、許しを促す要素として、感情を害させた者に対する慈愛、同情、憐れみなどを含めている。また、とりわけ共感性は、許しと高い相関関係にあることが指摘されている (McCullough *et al.*, 1998)。Batson (1991) は、共感性とは他者を理解し、他者の立場に立つことのできる能力を意味すると述べている。Enright (1989) は 4 段階の許しのプロセスを仮定し、感情を害させたものへの共感が許しのプロセスにおいて重要な要素であると仮定している。また、McCullough (2001) は、謝罪時に相手の弱さがみられることは被害者の共感を引き起こし、許す動機づけとなることも示唆している。さらに、許しに影響を与える要因の発達の変化としては、低年齢では報復可能性が重要であるが、年齢の上昇に従って社会的圧力が、やがて慈しみや愛が許しに影響してゆくことが報告されている (Enright *et al.*, 1989)。

**許しの定義** しかしながら、このように活発に許しに関する知見が蓄積されているにも関わらず、許しの定義に関するコンセンサスは未だ得られていない。一般的には、許しとは、もう怒ってない、あるいは批判しないと言葉にする、あるいは感じる・考えることとされる (Longman, 1978)。心理学では、加害や不正に対する葛藤解決手段 (Park & Enright, 1997)、意志決定 (Hope, 1987)、動機の変化 (McCullough, 2001) として扱われる。例えば、Thompson & Snyder (2003) は、「自分を傷つけたできごと、状況に対する認識の再構築—つまり、それらに対する考え、感情または行動をネガティブなものからニュートラル、もしくはポジティブなものへと変化させた結果」と定義している。Worthington (1998) は、「自分を傷つけた相手を避けたり相手と距離を置こうとする気持ち、また、怒りや相手に仕返ししたいという欲求を減らすための動機づけである」と定義している。また、

McCullough & Witvliet(2002)によれば、許しは「自分を不当に傷つけた相手に関する考え、感情、または行動の向社会的変化」と定義される。また、Enright & Coyle(1998)は「自分を不当に傷つけた相手に対する、怒り、否定的な考え、冷淡な態度などの権利を進んで放棄すること—さらには相手を受け取るに値しない、思いやり、優しさ、愛さえもその相手に対して感じる」という定義を用いている。なお、この定義をもとに、須賀(2007)は、許しは「許せない状態からの変化としてのプロセス的性質を有し、認知、情動、行動的側面を含む構成概念である」と述べている。さらに、Hider(1958)の、許しは「報復的な行動を差し控えることで、被害者が自分の価値を認識するための間接的な表現とされていること」という定義や、Droll(1984)の「傷つけられた者が傷つけた者を行動的な報復から解放すること」という定義もある。

**許しの種類と発達段階** これらの定義に則って、許しをいくつかの種類や発達段階に分類することもできる。例えば、基本的に許しを情緒的に根付くものとする Worthington(Worthington & Schere, 2004 など)は、情緒的な問題の解消の有無から、許しを「解決的許し」と「情緒的許し」といった2つのタイプに分けて扱っている。Worthington は、解決的許しを、加害以前のように振る舞おうとする行動的意図ステイトメントであるとし、憤りや抑うつ的反芻といった情緒的反応、復讐や回避への動機づけがある程度残存していても、情緒的な問題の解消を前提としない解決的許しを受け入れることがあると述べている。一方、情緒的許しはネガティブな情緒的反応の解消を伴うものとし、感情の鎮静、すなわち情緒的許しを重視している。しかし、情緒的許しは容易なものではないが、Worthington & Schere(2004)は、解決的許しは情緒的許しにつながる可能性があるとしている。また、Enright et al.(1989)は、Kohlberg(1976)が示した6つの道徳性の発達段階に対応させて、許しを6段階に分けた。それらは低次のものから、①報復的な許し(相手を非難したり仕返ししたりしたのちにおいてのみ許すことができる段階)、②条件的な許し(被害が回復すれば許すことができる段階)、③期待された許し(他者が被害者に許しを期待するなら許すことができる段階)、④自己実現としての許し(被害者の人生観、哲学的信念、宗教的信念を実現するためなら許すことができる段階)、⑤社会的調和のための許し(社会における調和維持や関係維持のためなら許すことができる段階)、⑥愛情としての許し(人間愛によって加害者を許すことができる段階)という段階である。

**公正/公平の概念** 人は常に、正しさについての判断、すなわち公正/公平(justice, fairness)に関しての判断をしている。それは、自分のとった行動について、また、これから行おうとする自己の行動について、他者の行動について、集団の決定や方針、さらには社会制度や社会の在り方に対してなど、あらゆる事象に対して行われている(山口・森上・西迫・桑原, 2003)。

公正/公平であるか否かは、あらゆる側面から、個人の精神的健康を左右する要因であるとされている。その1つの理論的根拠として、多元的公正感と公正世界信念の関係がある。公正世界信念とは Lerner(1980)の提唱した理論で、世の中が報酬を得るに値する人が報酬を得て、罰を受けるに値する人が罰を受けるような仕組みを持つ公正な世界であるという信念である。加えて、Brickman et al.(1981)は、特定個人の処遇に関する公正判断をマイクロ公正感、社会全体に対する公正判断をマクロ公正感とする多元的公正感の考えを示した。そのため、マイクロ公正感は公正事象に対する自我関与度が高く、マクロ公正感は主体者の公正事象に対する自我関与度は低い。ここで重要な点は、公

正感におけるこのような自我関与度の違いは、個人が感じる自我の脅威の強さと関連するということである。というのは、公正世界信念を仮定するならば、自分が不当な扱いを受けていると認めることは自己の人格上の欠陥を認めるか、他者が自分に欠陥があると認めていることを意味し、その結果、ミクロ水準で不正感感を抱く人は、強い自我脅威状態に置かれていると考えられる。一方で、マクロ水準での不正判断において、個人が自己を必ずしも直接的被害者として知覚するわけでないため、自己に対する脅威は弱いであろうと考えられる。

また、Dalbert(1999)は、自分が公正に扱われているという個人的公正世界信念は、世界が公正な場所であるという一般的公正世界信念に比べて、自尊心や主観的幸福感をより強く予想することを示した。

**心理臨床の理論に見る公正/公平** 公正/公平と精神的健康の関連については心理臨床の領域においても言及されている。Boszormenyi-Nagy は、家族療法の1つである、彼の創始した文脈療法の中で公平さの果たす役割について言及している。公平さとは、人間関係における人間存在の基本となる倫理感であり、人間の自己価値感、他者に与えることと、与えられることの公平なバランスの中で形成される(藤田, 2002)。

文脈療法においては他者に与えることによって自己価値感として得られる精神的利益を重視し、それを「建設的権利付与」と呼んでいる。建設的権利付与を持った人は、慈しみや配慮を受けて成長するなどして、その恩恵によって、人に配慮し思いやることから、自己価値を高めるという能力が備わっている。しかし、逆に、不当に扱われたり搾取されるなどして、過剰な痛みや不公平な経験を重ねると、「破壊的権利付与」を身につけてしまう(藤田, 2002)。破壊的権利付与とは、大まかには、「他者に対して破壊的に振る舞ってもよい権利が与えられたと感じること／もしくは感じた状態」である(中釜, 2010)。破壊的権利付与という心性は、本来もらえるはずであった人間的配慮が、なぜか与えられなかった不当な経験や、その経験を孤独に乗り越えたことを背景に生み出される。過酷な幼少期、経済的・心理的苦境、努力にもかかわらず認められなかった経験や、いわれのない不運等々がそれにあたる。地震や自然災害、人災などの被害体験からも導き出される心性である。破壊的権利付与は、他者の欲求や痛みに対する感受性や配慮に欠けた鈍感な状態として表現されやすい。つまり、積極的に他者に対して破壊的な言動を取らないまでも、隣の人の悲しみや苦悩に気に留めなかったり、叱咤激励するなどのやり方で破壊性を発揮してしまう。人知れず不正義に甘んじ、過酷さを孤独に乗り越えた経験から、類似の問題で苦しんでいる人々に対して、自分と同じように一人で乗り越えろ、と感じてしまうのである。このようななからくりから、本人は、当該の関係(文脈療法においては主に親)に由来する出納帳の赤字の分を、その自覚や意識なしに、第三者から埋め合わせしようとしたり、第三者に復讐の矛先を向けてしまうかのごとくの行動を示し、連鎖的に人の不幸を引き起こしてしまう。

投入したものがそれにふさわしい見返りを得るという関係の中で、家族を含めた所属集団やメンバーへの信頼が形成・維持されていく。Nagy は、周囲から受け取る道と与えられる道の両方の可能性が開かれ、両者がそこそこ公平なバランスを保つことが精神的健康の保障される条件であると主張した(中釜, 1997, 2010)。見返りが極端に少なかったり、借金(過去に過剰な痛みや不公平を重ね

た経験)の償還が大幅に遅れる時、私達は不公平感を抱く、精神的健康が損なわれるとされる。

**道徳性発達理論に見る公正/公平** 公正/公平は Kohlberg の道徳性発達理論の中核でもある。Kohlberg は Piaget の認知発達理論をさらに発展させ、道徳性発達理論を展開した。Kohlberg は普遍的な発達段階をなす公正をめぐる道徳問題を研究対象とし、道徳性発達は公正さの道徳性の発達においてこそ見られると主張した。彼は、道徳性の発達を捉えるためには個々の行動や態度ではなく、「どのような正しさ(公正)の枠組みをもち、状況をどのようにとらえ、それらを行動決定にどう使うか」という認知・判断を考えることこそ重要だと考えた(山岸, 1995)。その結果、彼は、質的に異なる6つの段階からなる道徳性発達理論を提唱した(Table 1)。

これに対して、Gilligan(1982)は、Kohlberg の考える道徳性は、正義の原理を中心に据えたものであるが、道徳性の発達は必ずしも正義の原理で説明される者だけではなく、配慮や思いやりの発達があると批判した(堀野・濱中・宮下, 2000)。Gilligan は、Kohlberg の「公正さの道徳性」を男性の道徳性であるとし、それとは別に、関係志向的であり具体的文脈で判断される「配慮と責任の道徳性」という女性の道徳性もあることを主張した。Gilligan の主張する配慮と責任の道徳性は、Kohlberg

Table 1. Kohlberg の道徳性発達段階

<b>レベルⅠ：慣習以前の水準</b> 道徳的価値は人や規範にあるのではなく、外的、物理的な結果や力にある。		
ステージ1	〈罰と服従への志向〉 〈他律的・道徳性〉	罰や制裁を回避し、権威に対し自己中心的、盲目的に服従することが正しいとされる。行為が持つ心理的・人間的意味ではなく、物理的・結果(物理的損害など)が善悪を決める。
ステージ2	〈道具的、功利的、相対的志向〉 〈個人主義的、道具的・道徳性〉	自分の欲求、時に他者の欲求を道具的に満たすことが正しい行為で、自分自身の利益や欲求に合うように行動することが正しいとされる。人間関係は市場取引と同じようにみなされ、現実的な交換による公平な取引が目指される。公正さ、相互性は物理的、功利的に解釈される。
<b>レベルⅡ：慣習的水準</b> 道徳的価値はよいあるいは正しい役割を遂行すること、慣習的な秩序や他者からの期待を維持することにある。		
ステージ3	〈対人的一致、よい子への志向〉 〈対人的規範の道徳性〉	他者から期待されるよい役割を遂行することが正しい。「意図がよいのか」が重要で、ステレオタイプの「よい」イメージに同調し、他者から是認され他者を喜ばせたり助けることに志向する。
ステージ4	〈社会システム・秩序への志向〉 〈社会システムの道徳性〉	全体としての社会システムを維持することが正しいことで、そのために社会における義務や責任を果たし、権威を尊敬し、与えられた社会秩序を保つことに志向する。
<b>レベルⅢ：慣習以後・原則的水準</b> 現実の社会や規範を超えて、妥当性と普遍性をもつ原則に志向し、自己の原則を維持することに道徳的価値をおく。		
ステージ5	〈社会契約的・遵法的志向〉 〈人権と社会福祉の道徳性〉	一般的な個人の権利と幸福を守るために社会全体によって吟味され一致したものとしての規準に従うことが正しいことである。個人や集団によって価値は相対的であることに気づいていて、一致に達するための手続きを強調し、社会契約(自由で平等な個人同士の一致)や全体の効用(最大多数の最大幸福)に志向する。
ステージ6	〈普遍的倫理原理への志向〉 〈普遍性、可逆性、指令性をもつ一般的な倫理原則の道徳性〉	自ら選択した倫理的原理に従うことが正しい。特定の法や社会的合意は、この原則に基づいている場合は妥当と考えられる。法がそれらの倫理的原理を犯す場合には、原則に従って行動することが正しい。この原則とは公正という普遍的な原則であり、人間の権利の平等性、個々の人格としての人間の尊厳を尊重するという原則である。

山岸(1995)より

の理論においてステージ3—対人関係, 対人的一致への志向—に組み込まれている。山岸(1976)より, 事実女性においてはステージ3が多いことが報告されているが, Gilligan は女性の道徳性は Kohlberg の発達段階の1つの低いステージではなく, 独自の発達過程を辿る別の道徳性であるとした。

**先行研究の問題点と本研究の目的** 先行研究では, 特性としての許しが個人の精神的健康や well-being と関連があることが示された。また, 公正/公平感も, 社会的公正や家族療法の理論をはじめとする複数の視点から精神的健康と関連があることが示唆されている。しかしながら, 対人葛藤場面や不当な場面において葛藤解決に重要な役割を果たすと考えられるこの2つの関連については, 未だ検討されていない。また, 明田(1992)より, 道徳性の内的形成水準は, 対人葛藤対処方略の高さと有意な相関関係にある。さらに, 許しは, 当事者間における協調的な葛藤解決方略の1つ(高田・大淵, 2009)とされることから, 道徳性発達の基準である公正/公平感と, 葛藤対処方略の1つである特性としての許しの間に何らかの関連が予測されるが, こちらも未だ実証的研究は行われていない。

現在, 我が国における許し研究の知見の蓄積は十分であるとはいえない。許し研究は, 問題を抱えたカップルや犯罪被害者, 幼少期に性的虐待を受けた人らを中心とした臨床場面で幅広く応用されており, さらなる許し研究の発展が望まれていることは言うまでもない。また, 犯罪や虐待に限らず, 人を傷つける行為や不当な状況も含めた対人葛藤やそれに端を発する精神的苦痛のきっかけとして道徳性が, その葛藤や精神的苦痛を解決し終結させうる可能性として特性としての許しがそれぞれ存在する。葛藤や辛い経験に遭遇し, 体験し, 解決するという一連の出来事を考える中で, この2つの概念の担う部分は非常に大きく, 葛藤やそれに伴う精神的苦痛をスムーズに解消し, 個人の精神的健康の一助にもなると考えられることから, この2つの概念の間の関連を検討することは有意義であるといえる。

そこで, 本研究の目的は, 大学生の特性としての許しと公正/公平感の関連を Kohlberg の道徳性発達の観点から検討することである。

**本研究の仮説** 本研究の仮説は以下の3点である。①道徳性の発達ステージと特性が高いと, 特性としての許しが高くなる。②道徳性の発達ステージが高いと, 不当な場面で感じる不公正感は低くなる。③特性としての許しと不当な場面で感じる不公正感には負の相関がある。

## 方法

**調査対象者** 広島大学の学生及び広島市内の私立大学の学生 243名(男性 63名, 女性 177名, 不明 3名)。平均年齢 20.67 歳。SD1.18 歳。

**手続き** 質問紙法を用いた。243名のうち, 55名は講義を利用して集合調査で, 120名は講義を利用して宿題調査で, 68名は調査者が個別に依頼, またはスノーボール法を用い留置調査で行った。

**質問紙の構成** (1)フェイス項目: 年齢, 性別, 学年, 学部。(2)許し尺度(加藤・谷口, 2009): 特性としての許しを測定する。全 22 項目で, “恨み”と“寛容”の 2 因子から構成されている。“あてはまらない”, “少しあてはある”, “あてはまる”, “よくあてはまる”の 0-3 点の 4 件法。(3)Defining Issues

Test 日本版(以下 DIT と略記) : Kohlberg の例話をもとに作成された。葛藤解決に際し、どのような価値を重要と考慮して対処するかに注目し、道徳性の発達ステージを測定する 6 つの葛藤場面から測定する。それぞれの葛藤場面について、①どのような判断をするかを 3 つの選択肢から選ぶ質問、②①についてどのような基準で判断したかを尋ねる 11-12 項目の質問。“全く重要でない”、“あまり重要でない”、“いくらか重要”、“かなり重要”、“非常に重要である”の 5 件法。③②の質問を重要だと思ふ順に 4 項目問う質問からなる。(4)不公正感を測定する尺度 : 中村・西迫・森上・桑原(2006)の不公正判断過程仮説モデルをもとに、不当な状況であると判断されるような場面想定法を 1 つ作成した。被害性、関与性、原因特定性、対処性、不公正の 5 項目からなる。7 件法で尋ねた。この尺度の作成にあたって、まず問題となる不当な場面のテーマを設定した。中村他(2006)の社会的公正感の平均評定値をもとに全 85 項目の中から筆者と心理学を専門とする教員でそれぞれ場面設定に適さないと思う項目を削除していった。その際、なるべく調査対象となる大学生の日常生活で遭遇する確率の低い項目を削除した。次に、残された 11 項目を、被害性、関与性、原因特定性、対処性の 4 つに関して評定平均値を調べ、高すぎる項目、低すぎる項目を削除し、筆者と教員で相談しながら項目を絞っていった。その結果、「約束を守らない人がいること」という項目が残ったため、その項目に沿って、筆者が場面を考案した。場面については教員の添削を受け、意見の合致したものを最終的に尺度で使用することとした。5 つの質問項目のラベルについては、心理測定尺度集内に掲載されている 7 件法の尺度のラベルから、筆者と教員で相談しながら適当なものを選んだ。被害性項目については、“全く迷惑を受けていない”から“非常に迷惑を受けている”、関与性項目については、“全く身近で起きていない”から“非常に身近で起きている”、原因特定性については“全く原因が特定できないと思う”から“非常に原因が特定できる”、対処性項目については、“全く改善ができないと思う”から“非常に改善ができると思う”、不公正項目については“全く不公正でない”から“非常に不公正である”である。なお、ラベルの質問内容の部分は中村他(2006)に則って決定した。

**質問紙の評定** DIT 日本版では山岸(1995)の評定方法に従って発達ステージを決定した。山岸(1995)の得点にあてはまらない場合は、条件の 9 割を満たすステージに分類した。この条件も満たさない場合は、心理学を専攻する大学院生 1 名と筆者で話し合いによってステージを決定した。

## 結果

道徳性の発達ステージごとに、許し尺度の恨み・寛容因子および不公正感尺度の被害性・関与性・原因帰属・対処性・不公正の 5 項目の評定平均値と標準偏差を算出した。その結果を Table 2 に示す。

Table 2. 恨み尺度および不公正感尺度の記述統計量

	全体(N=243)		2群(n=8)		3群(n=50)		4群(n=103)		5群(n=35)		4'群(n=27)		5'群(n=20)	
	M	SD	M	SD	M	SD	M	SD	M	SD	M	SD	M	SD
恨み	1.00	.62	1.17	.69	1.07	.71	.94	.53	1.00	.60	1.26	.74	.79	.62
寛容	1.32	.50	1.21	.46	1.25	.54	.94	.53	1.45	.43	1.18	.45	1.56	.62
被害性	6.17	.96	5.75	1.03	6.10	1.05	6.21	.97	6.29	.79	6.26	.98	5.95	.94
関与性	4.60	1.51	4.38	2.20	4.28	1.29	4.79	1.47	5.00	1.46	3.85	1.56	4.95	1.60
原因帰属	5.05	1.16	5.25	1.28	4.92	1.05	5.13	1.23	4.91	1.22	5.00	1.07	5.25	1.12
対処性	4.98	1.56	4.25	2.12	5.02	1.42	5.06	1.58	5.06	1.57	4.48	1.74	5.25	1.25
不公正	5.17	1.39	4.63	2.00	5.12	1.35	5.23	1.42	5.20	1.18	5.33	1.44	4.65	1.35

山岸(1995)より、DIT 日本版では、ステージ 2、ステージ 3、ステージ 4、ステージ 4 1/2、ステージ 5 の 5 つの道徳性の発達ステージが設定されている。ステージ 2~4 は、Kohlberg の道徳性発達理論のステージの定義をそれぞれ反映している。また、ステージ 5 とステージ 6 について Kohlberg の定義を細かく検討すると不明瞭な点があるため、両者を区別せず、DIT 日本版においてはステージ 5 とし、「全ての人間の人格の尊厳を守り、理性的に決定された自己の原則を維持することへの志向」と定義されている。ステージ 4 1/2 は、ステージ 4 からステージ 5 への移行期に出現する。青年期には、原則的水準での安定化を前に、ステージ 2 に似た道徳的快楽性を示す者がいることが指摘された。彼らは単なるステージ 2 とは異なり、彼らの考え方の特徴は、1)「道徳的な正しさ」は行為者の欲求に基づく相対的なもので、普遍的に妥当なものはないという倫理的相対主義、2)道徳的理由づけは、行為者の欲求や利益に基づくという倫理的エゴイズム、とされている。当初 4 1/2 はステージ 2 への退行と捉えられていたが、道徳を拒否しながらメタ倫理的で、抽象的・倫理的レベルでの反応であることからステージ 2 とは区別され、慣習的道徳性の拒否と原則的道徳性の受容をめぐって動揺している移行期であるという意味でステージ 4 1/2 と定義された。

DIT 日本版では、ステージ 2~5 の各ステージに対して、本研究では、①純粋型、②major/minor のある混合型、③major/minor のない混合型の 3 種類の型がある。①は 4 のようにそのままステージを、②は 4(3)のように major なステージに加えて minor なステージを()内に、③では 3-4 のように複数のステージを-で繋いで表記した。また、本研究では、全調査対象者 243 名から、24 種類の道徳性の発達ステージの型が得られた(Table 3)。これらを、主とする発達ステージごとに 6 つの群に分類した。それぞれの群内の道徳性の発達ステージの型の内訳は以下の通りである。1)ステージ 2 群：ステージ 2 の純粋型およびステージ 2 が major な混合型・ステージ 4 1/2 が major な混合型(n =8)、2)ステージ 3 群：ステージ 3 の純粋型およびステージ 3 が major な混合型(n =50)、3)ステージ 4 群：ステージ 4 の純粋型およびステージ 4 が major な混合型(n=103)、4)ステージ 5 群：ステージ 5 の純粋型およびステージ 5 が major な混合型(n =35)、5)ステージ 4'群：ステージ 4 を含む major/minor がない混合型のうちステージ 4 が上位のステージであるもの(n =27)、6)ステージ 5'群：ステージ 5 を含む major/minor がない混合型のうちステージ 5 が上位のステージであるもの(n =20)である。



Table 3. 道徳性の発達ステージごとの型の種類と人数の内訳

ステージ	詳細ステージ	人数(人)	合計人数
2	2(3)	1	計 6
	2(5)	3	
	2(3, 4, 4 1/2)	1	
	2(4, 5)	1	
3	3	20	計 50
	3(2)	2	
	3(4)	10	
	3(5)	13	
	3(4, 5)	5	
4	4	58	計 103
	4(3)	16	
	4(5)	22	
	4(3, 5)	5	
	4(4 1/2)	2	
4 1/2	4 1/2(4, 5)	1	計 2
	4 1/2(3)	1	
5	5	27	計 35
	5(3)	1	
	5(4 1/2)	1	
	5(4)	5	
	5(3, 4)	1	
4' a)	3-4	26	計 27
	2-4	1	
5' a)	3-5	7	計 20
	4-5	12	
	2-5	1	
合計			243

a)4'はステージ4のmajor,minorのない混合型のうち、ステージ4が最高のもの。5'はステージ5のmajor,minorのない混合型のうち、ステージ5が最高のもの。

**許し尺度の因子分析に基づく項目の選定** 許し尺度(加藤・谷口, 2009)の22項目について探索的因子分析(主因子法, バリマックス回転)を行った。結果をTable 4に示す。因子負荷量が.35に満たない1項目(項目番号22)を除いて再度因子分析を行った結果, 2因子を抽出した。加藤・谷口(2009)の因子を参考に項目内容を検討していったところ, 2つの因子はすべて加藤・谷口(2009)の因子内容と同様であった。この結果から, 加藤・谷口(2009)に則り, 第1因子は“恨み”, 第2因子は“寛容”を因子名とした。また, 内的整合性の確認のために尺度全体および各下位尺度の $\alpha$ 係数を算出した。尺度全体で $\alpha=.715$ , 第1因子“恨み”で $\alpha=.896$ , 第2因子“寛容”で $\alpha=.796$ であり, 十分な信頼性が確認された。

Table 4. 許し尺度の因子分析結果

	1	2
第1因子 恨み(11項目) $\alpha = .896$		
17 私を傷つけた人は、ひどい目にあわせてやる	.762	-.081
16 私をおとしめた人を許すことはできない	.762	-.308
15 私をさげすんだ人は許しがたい	.736	-.196
13 私をおとしめた人に仕返しすることを考える	.716	.073
19 私を侮辱したら、その人のことをひどく思い続ける	.713	-.025
5 傷つけられたことを思い出すと、仕返しをしたくなる	.687	-.090
14 害がなくなっても、私は許すことができない	.609	.256
20 子供のころに、私を傷つけた人は許せない	.602	-.162
4 私をおとしめた人のことを考えると、憎しみがわいてくる	.582	-.197
10 私をバカにした人は、将来、その報いを受けると思う	.540	-.108
7 相手が間違っているという、気持ちがおさまらない	.490	.103
第2因子 寛容(10項目) $\alpha = .796$		
3 私に罪を負わせた人を、認めることができる	-.162	.652
1 私には、心の底から、人を許すことができると思う	.060	.610
2 私をおとしめた人への怒りを、忘れることができる	-.250	.596
11 時間がたてば、私をバカにした人のことを理解できると思う	-.064	.555
18 私を傷つけた人でも、やがて、いい人だと思えるようになる	-.118	.525
12 私を悪者にした人にも、良いことがあればいいと思う	.176	.501
6 気分が良ければ、平気で人を許すことができる	.047	.499
8 相手が許しを請えば、許してあげる	-.055	.440
21 侮辱されても、やがて遠い過去のことだと思えることができる	-.023	.423
9 相手が謝れば、許してあげる	.066	.422

Table 5. 許し尺度および不公正感尺度の分散分析結果

	<i>M</i>	( <i>SD</i> )	<i>F</i> 値
恨み	1.00	.622	1.88*
寛容	1.32	.496	2.17*

\*  $p < .10$ , \*\*  $p < .05$ 

**道徳性の発達ステージに関する分散分析** 仮説①道徳性の発達ステージが高くなると特性としての許しには高くなる、仮説②道徳性の発達ステージが高いと、不当な場面で感じる不公正感は低くなる、の検証を目的として、道徳性の発達ステージを独立変数、特性としての許しの2因子(恨み、寛容)および不公正感尺度の5項目を従属変数とした一元配置分散分析を行った。

その結果、恨み因子、道徳性の発達ステージ間の差は有意傾向であった。そこで多重比較を行ったところ、道徳性の発達ステージ間に差はなかった。不公正感尺度においては、いずれの項目も有意差は見られなかった。結果の詳細は Table 5 に示す。

**特性としての許しと不公正感の検討** 仮説③特性としての許しと不当な場面での不公正感には

Table 6. 許し尺度と不公正感尺度の相関

	恨み	寛容	被害性	関与性	原因帰属	対処性	不公正
恨み	—						
寛容	-.335**	—					
被害性	.148*	-.259**	—				
関与性	0.115	.066	-.048	—			
原因帰属	.124	.000	.070	.224**	—		
対処性	-.230**	.066	.008	-.022	.165**	—	
不公正	.165**	-.180**	.421**	.078	-.085	-.08	—

\*\* $p < .01$ , \* $p < .05$ 

相関がある、を検証するために、許し尺度の2因子(恨み、寛容)と不公正感尺度5項目(被害性、関与性、原因帰属、対処性、不公正)の相関係数を算出した。結果を Table 6 に示す。

Table 6 より、恨み因子は、寛容因子との有意な負の相関( $r = -.335$ ,  $p < .01$ )を、被害性との正の相関( $r = .148$ ,  $p < .01$ )を、対処性と正の相関( $r = .230$ ,  $p < .01$ )を、不公正と正の相関( $r = .165$ ,  $p < .01$ )を示した。寛容因子は、被害性との有意な負の相関( $r = -.259$ ,  $p < .01$ )を、不公正との有意な負の相関( $r = -.180$ ,  $p < .01$ )を示した。被害性は不公正との有意な正の相関( $r = .421$ ,  $p < .01$ )を示した。関与性は原因帰属との有意な正の相関( $r = .224$ ,  $p < .01$ )を示した。

## 考察

本研究の目的は、大学生の特性としての許しと公正/公平感の関連を Kohlberg の道徳性発達の観点から検討することである。

まず、道徳性の発達段階と特性としての許しおよび不公正感の関連を見ると、特性としての許しの恨み因子・寛容因子はともに全体として有意な傾向があると言えた。しかしながら、多重比較によって1つ1つの群間の差を見ていったところ、有意差は見られなかった。また、不公正感尺度のいずれの項目も有意差は見られなかった。よって仮説①、仮説②は支持されなかった。この理由としては、日本人の持つ道徳性が、Kohlberg の「公正の道徳性」よりも Gilligan の「配慮と責任の道徳性に」より強く親和性を持つことが考えられる。山岸(1990)は、日本人は公正さ志向を見る Kohlberg の枠組みで検討していても Gilligan 流の道徳性が出てきやすいと述べている。我々日本人は葛藤解決の際に、「それが正しいか。公平か。」という客観的な観点で判断するのではなく、「相手が自分に対して何を期待しているか。」「どちらの行動の方がより相手を傷つけることになるか。」という文脈に依存した形で判断する傾向がある。つまり、公正さの発達をテーマとした DIT では、我々の中に深く根付く関係志向的な道徳判断をうまく捉えきれなかったことが推察される。しかし、山岸(1995)は、Gilligan の配慮志向を持つことは、強くないが Kohlberg の発達ステージと関連があるとも述べている。このことが、許し尺度の因子において「有意傾向」が見られた原因と考えられ

る。我々の「配慮と責任の道徳性」の考え方が本研究の道徳性判断に強く反映されたため「公正の道徳性」に則った DIT では捉えきれなかったが、この 2 つが繋がることで、「配慮」を通して「公正」が「有意傾向」という形をとって道徳性判断に表れたと考えられる。

次に、特性としての許しと不当な場面で感じる不公正感について見てみる。恨み因子は、不公正項目と有意な正の相関を示した。また、寛容因子は、不公正項目と有意な負の相関を示した。よって、仮説③は支持されたといえる。また、恨み因子は、被害性との有意な正の相関を、対処性との有意な負の相関を示した。寛容因子は、被害性との有意な負の相関を示した。このような結果から、特性的に恨みの気持ち強い場合には、不当な状況で受けた被害を大きく見積もり、状況を改善できないと考える傾向が強いと考えることができる。また、特性的に寛容な気持ちの高い場合には、不当な状況で受けた被害を小さく見積もる傾向があると考えられる。また、恨み因子・寛容因子ともに被害性と有意な相関が見られることから、不公正感の高低には、どれだけ被害を受けたと感じるかが、その他の関与性や原因帰属などよりも重要な要素になるのではないかと推察できる。さらに、被害性は不公正と .421 の有意な正の相関を示した。この結果は、多くの被害をこうむったと考える場合にはより強く不公正感を感じ、それほど被害を受けていないと考える場合には不公正感をあまり抱かないということが示唆される。さらに、特性的な恨みが強い場合は、不当な場面での被害性を高く見積もり、不公正感も高めるが、不公正感が高まることによって、さらに被害性を高めるという悪循環が引き起こされる可能性も考えられる。しかし、今回は、特性としての許しと不当な場面での不公平感についての因果関係は明らかにされていないため(特性が先立つことが予想されるが)、今後の検討が望まれる。

本研究は、全体として仮説の支持されなかった部分が多かった。その原因として、「公正の道徳性」が、我々日本人に古くから根付いている「配慮と責任の道徳性」の道徳判断に比べて幾分馴染まない部分が多いことが推察される。加えて、公正という概念は非常に広範で抽象的であることから、概念の幅を狭めて、Kohlberg 理論の中で Gilligan 的道徳性を表わすとされるステージ 3(対人関係志向)に焦点をあて、あくまでも公正という枠の中で、「配慮の道徳性」が特性としての許しに対して果たす役割を検討が今後の課題である。また、不公正(不公平)な場面で、公正感が、許しを促すのか、妨げるのか、その影響とはいかなるものかについての因果関係を明らかにすることも今後の課題であろう。

## 引用文献

- 明田芳久・古畑和孝・岡隆・滝間一嘉・橋本康男・永田繁雄・清水保徳(1994). 道徳性の発達に関する心理学的基礎(第7報告): 対人葛藤ストラテジーとの関連(その2) 日本教育心理学会総会発表論文集, 34, 231.
- Batson, C. D. (1991). *The Altruism Question*. Hillsdale, NJ : Erlbaum
- Bradfield, M. & Aquino, K. (1999). The effect of blame attributions and offender likableness on forgiveness and revenge in the workplace. *Journal of Management*, 25, 607-631

- Brickman, P., Folger, R., Goode, E., & Schul, Y.(1981). Microjustice and macrojustice. In M. J. Lerner & S. C. Lerner (Eds). *The justice motive in social behavior*. New York: pp.173-202
- Boon, S. D., & Sulsky, L. M. (1997). Attributions of blame and forgiveness in romantic relationships: A policy-capturing study. *Journal of Social Behavior and Personality*, **12**, 19-44.
- Gilligan, C.(1982). *In a different voice:Psychological theory and women’s development*:Cambridge MA. Harverd University Press.(ギリガン, C 生田久美子・並木美智子(共訳)岩尾寿美子(監訳)(1986) もうひとつの声—男女の道徳観の違いと女性の identity— 川島書店)
- Dalbert, C.(1990). The world is more just for me than generally:About a personal belief in a Just World Scale’s validity. *Social Justice Research*, **12**,79-98.
- Droll, D. M. (1984). *Forgiveness: Theory and research*. Unpublished doctoral dissertation, University of Nevada-Reno.
- Enright, R. D., Santos, M. J. D., & Al-Mabuk, R.(1989). The adolescent as forgiver. *Journal of Adolescence*, **12**, 99-110.
- 藤田博康(2002). 文脈療法による非行理解と援助 家族心理研究, **16**(1), 13-27.
- Hider, F. (1958). *The Psychology of Interpersonal Relations*. Wiley: New York.
- Hope, D.(1987). The healing paradox of forgiveness. *Psychotherapy*, **30**, 658-667.
- 加藤 司・谷口弘一(2009). 許し尺度作成の試み 社会心理学研究, **57**, 158-167.
- Kohlberg, L.(1976). *moral development and behavior : Theory, research, and social issues* : New York Holt Rinehart & Winston.
- 堀野 緑・濱中佳和・宮下一博(2000). 子どものパーソナリティと社会性の発達 北大路書房
- Lerner, M. I.(1980). *The belief in a just world : A fundamental delutionn*. New York : Prenum Press.
- McClough, M. E. (2001). Forgiveness: Who does it and how do they do it? *Current Directions in Psychological Science*, **10**, 194-197.
- McClough, M. E., Bellah, C. G., Kilpatric, S. D. & Johnson, J. L.(2001). Vengefulness: Relationships with forgiveness, rumination, well-being and the Big Five. *Personality and Social Psychology Bulletin*, **27**, 601-610.
- McCullough, M. E., & Witvliet, C. V. O. (2002). The psychology of forgiveness. In C. R. Snyder, & S. J. Lopez, (Eds.), *Handbook of Positive Psychology* (pp. 446-458). New York : Oxford University Press.
- McCullough, M. E., Worthington, E. L., Jr. & Rachal, K. C., (1997). Interpersonal forgiveness in close relationships. *Journal of Personality and Social Psychology*, **73**, 321-336.
- McClough, M. E., Rachal, K. C., Sandage, S. J., Worthington, E. L., Jr., Brown, S. W. & Hight, T. L. (1998). Interpersonal forgiving in close relationships: II. Theoretical elaboration and measurement. *Journal of Personality and Social Psychology*, **67**, 1141-1164.
- 中釜洋子(1997). コンテクスチュアル(文脈派)アプローチの理解と臨床例への適用—対話の誕生とそ のためのセラピストの働きかけ— 家族心理学研究, **11**(1), 13-26.
- 中釜洋子(2010). 個人療法と家族療法をつなぐ 関係系志向の実践的統合 東京大学出版会

- 中村慎佑・西迫成一郎・森上幸夫・桑原尚史(2006). 社会的公正判断過程における公正さの基準の分析 —社会的公正判断過程に関する研究(2)— 関西大学総合情報学部紀要「情報研究」, **25**, 13-33.
- Park, Y. O. & Enright, R. D.(1997). The development of forgiveness in the context of adolescent friendship conflict in Korea. *Journal of Adolescent*, **20**, 393-405.
- Shapiro, D. L. (1991). The effect of explanations on negative reactions to deceit. *Administrative Science Quarterly*, **36**, 614-630.
- 須賀千奈(2007). 許しの認知プロセスの抽出と各段階において求められる心理的援助 人間科学学術研究, **20**, 57
- 高田奈緒美・大淵憲一(2009). 対人葛藤における寛容性の研究：寛容動機と人間関係 社会心理学研究, **24**(3), 208-21.
- 田中輝美(2006). 母娘関係にみられた赦し —赦しを促進するカウンセリング・アプローチ— カウンセリング研究, **39**(3), 69-77.
- Thompson, L. Y., & Snyder, C. R. (2003). Measuring Forgiveness. In S. J. Lopez, & C. R. Snyder (Eds.), *Positive Psychology Assessment: A Handbook of Models and Measures*. American Psychologist Association. pp. 301-312.
- Weiner, B.(1993). On sin versus sickness: A theory of perceived responsibility and social motivation. *American Psychologist*, **48**, 957-965
- Worthington, E. L., Jr., (1998). Empirical research in Forgiveness: Looking Backward , Looking forward. In E. L. Worthington Jr. (Ed.), *Dimensions of Forgiveness Radnor*, PA: Templeton Foundation Press, pp-321-339.
- Worthington, E. L., Jr., & Scherer, M. (2004). Forgiveness is an emotional-focused coping strategy that can reduce health risks and promote health resilience: Theory, review, and hypotheses. *Journal of Social and Clinical Psychology*. **18**, 385-418.
- Worthington, E. L., Jr. & Wade, N. G. (1999). The psychology of unforgiveness and forgiveness and implications for clinical practice. *Journal of Social and Clinical Psychology*, **18**, 385-418.
- 山口貴之・森上幸夫・西迫成一郎・桑原尚史(2003). 社会的公正さの判断基準 —社会的公正判断過程に関する研究(1)— 関西大学総合情報学部紀要「情報研究」, **19**, 83-95.
- 山岸明子(1976).道徳判断の発達 教育心理学研究, **24**, 2. 97-106.
- 山岸明子(1995). 道徳性の発達に関する実証的・理論的研究 風間書房
- Yamhure-Thompson, L., & Snyder, C. R. (2003). Measuring forgiveness. In S. J. Lopez & C. R.Snyder (Eds.), *Positive Psychological Assessment: A Handbook of Models and Measures*.Washington: American Psychological Association.
- Yamhure-Thompson, L., & Snyder, C.R., Hoffman, L., Michael, S. T., Rasmussen, H. N., Billings, I. S., Heinze, L., Neufeld, J. E., Shorey, H. S., Roberts, J. C., & Roberts, D. E., (2005). Dispositional forgiveness of self, others, and situation. *Journal of Personality*, **73**, 313-359.